

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2019年（令和元年）10月1日より指定給水装置工
事事業者制度は**5年ごとの更新**が必要になります。

- 2019年（令和元年）10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されます。有効期限が従来の無期限から5年間となり、指定更新がない場合は失効となります。

※現行制度で指定を受けている事業者の方は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年：令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	改正法施行日の前日から2年：令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	改正法施行日の前日から3年：令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	改正法施行日の前日から4年：令和5年9月29日まで
H25.4.1～H31.9.30	改正法施行日の前日から5年：令和6年9月29日まで

※更新については、対象となる給水装置工事事業者さま宛に郵便で通知します。
なお、郵便の不着の方への再通知はしませんので注意してください。

（※住所変更がある方は事前に変更届を提出してください。）

●指定更新の要件

現在行っている新規申請に準拠して更新を行いますので、必要書類は新規と同じとし、申請手数料は、新規申請と同じく10,000円が必要です。

- (1) 給水装置主任技術者の選任
- (2) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (3) 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者（新様式）

●指定更新申請時に4項目の確認

- (1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- (2) 業務内容〈営業時間、漏水修繕、対応工事等について〉
- (3) 給水装置主任技術者の研修受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

問い合わせ先

可児市水道部水道課管理給水係

電話 0574-62-1111 内線 5104